

電磁石銃等の無償引取りについて



○ 電磁石銃とは

電磁石の磁力により金属性弾丸を発射する機能を有する銃であって、弾丸の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものを言います。

- ・ 改正された銃砲刀剣類所持等取締法の施行日（公布日（令和6年6月14日）から）9か月を超えない範囲内において政令で定める日）以降は、電磁石銃の所持が原則禁止となります。
- ・ 不法所持には罰則（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）が科せられます。
- ・ 改正法の概要については、警察庁のホームページ（外部サイト）をご覧ください。

《引取り物品》

1 電磁石銃等

電磁石銃のうち、電磁石銃であるが威力の判然としないもの、動力が電磁石の磁力であるか判然としないもの、機能に障害があるもの又はその構成部品の一部に欠損があるものを含む

2 電磁石銃等の構成部品

銃身、コンデンサ、バッテリー等

3 電磁石銃等に使用する弾丸

《引取り期間》

改正法の公布日（令和6年6月14日）から経過期間（改正法の施行日（令和6年6月14日から起算して9か月を超えない範囲内において政令で定める日）から起算して6か月を経過する日までの間をいう）が終了する日までの間

《来署時に持参するもの》

- 1 上記引取り物品
- 2 電磁石銃等処分依頼書

3 来署者の住所、氏名が確認できる書類（身分証明書）

運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード（顔写真付き）、住民票の写し、戸籍謄本（戸籍の付票の写しが添付されているもの）、パスポート、国や地方公共団体の機関が発行した身分証明書（顔写真付き）、在留カード、特別永住証明書等上記電磁石銃等

4 委任状

来署者が所有者以外の場合、委任状が必要となります。

《留意事項》

- ・ 来署される前に、最寄りの警察署へご連絡をお願いします。
- ・ 所有者以外の方が来署された場合において、書類の不備や不明点があるとき等は、所有者本人に連絡をすることがあります。
- ・ この手続きは、情勢に応じて変更することがあります。

《引取り場所・問合せ先》

最寄りの警察署の生活安全課